

大洗町条例第15号

大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月10日

大洗町長

大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 緊急消防援助隊等従事手当

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(緊急消防援助隊等従事手当)

第10条 緊急消防援助隊等従事手当は、消防職員が次の各号のいずれかに該当する広域応援として出動し、消防の応援等に係る災害応急作業に従事したときに支給する。

(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援

(2) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊

(手当の併給)

第11条 緊急消防援助隊等従事手当が支給される場合には、災害業務手当、火災等出動手当及び救急救命士出動手当は支給しない。

別表1の項中「500円」を「1,000円」に改め、同表4の項中「500円」を「1,080円」に改め、同表に次のように加える。

8 緊急消防援助隊等従事手当	1日につき 1,080円	災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他町長がこれに準ずると認める著しく危険な区域において従事した場合は、1日に
----------------	--------------	--

		つき2,160円とする。
--	--	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。